

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和元年（行コ）第285号
事 件 名	更正処分等取消請求控訴事件
判決年月日	令和2年12月2日
判 示 事 項	<p>法人が時価よりも高額の売買代金により不動産等の資産を購入した場合も、売買代金と時価の差額は、買主たる法人から売主に「供与」された「経済的な利益」であり、そのうち「実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額」については、「経済的な利益の…無償の供与」をした場合における当該「経済的な利益」の時価として、法人税法37条7項が定義する「寄附金の額」に該当することになるから、時価を超える売買価額で棚卸資産を購入した場合において、当該売買価額のうち時価を超える部分の金額は同法22条3項1号にいう「売上原価」として当該棚卸資産を売却した事業年度の損金の額に算入することはできないとされた事例</p>
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>本件は、不動産の売買等を目的とするX株式会社が、平成21年9月1日から平成22年8月31日までの事業年度（以下、「平成22年8月期」といい、その他の事業年度についても同様に表記する。）において時価を超える額の対価でA株式会社から購入（以下、当該購入に係る取引を「本件売買」といい、当該対価の額を「本件売買価額」という。）した土地を、平成23年8月期に売却し、本件売買価額の全額を売上原価として損金の額に算入して同事業年度の法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁から、本件売買価額のうち時価との差額は損金の額に算入できないとして更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、これらの取消しを求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	67巻9号